

参考資料 3 :

関係法令

ア 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要

(1) 外来生物法による規制の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号、以下「外来生物法」という。）は、平成 16 年 6 月 2 日に公布され、平成 17 年 6 月 1 日から施行された。

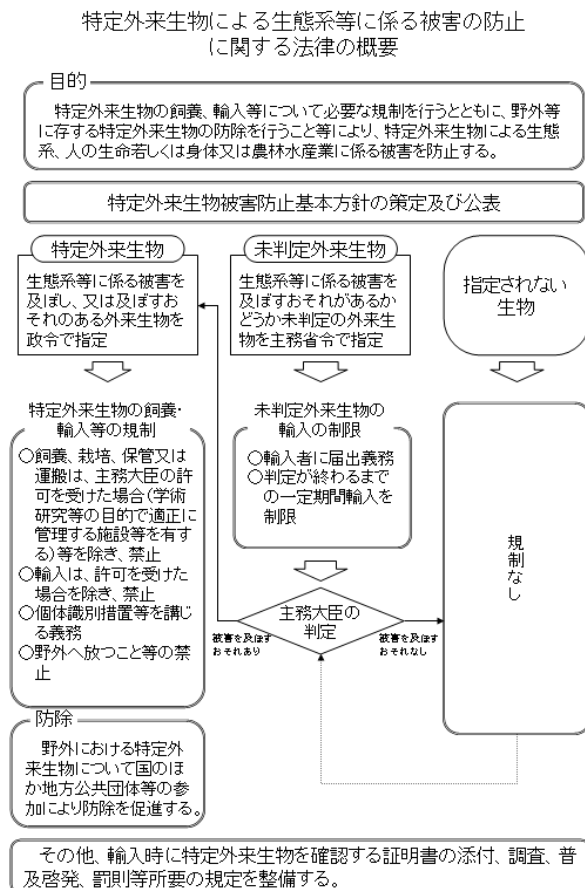
この外来生物法では、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入、売買や譲渡などの譲渡し等を禁止し、これらの行為を実施するには、事前に、主務大臣による飼養等の許可を事前にて得ておかなければいけないこととなっている。この許可を得るには、学術研究、動物園等での展示、教育、生業の維持など主務省令で定める目的に該当し、かつ、外部に逃げ出すことのないような基準をみたす施設（特定飼養等施設という。）を有するなど特定外来生物の適切な取扱いができることが要件とされている。

外来生物法では、ペットなどの愛がん目的や観賞目的で、特定外来生物を新規に飼養等することは、許可されない。しかし、法律の施行時点で、既に愛がん・観賞目的で特定外来生物の飼養等をしている人もいることから、指定の際、現に飼養等していた個体に限り、特定飼養等施設を有するなど適切に取り扱えることなどの要件を満たせば、例外的に許可を得ることができ、当該個体の飼養等を継続することができる。また、哺乳類、鳥類、爬虫類に属する特定外来生物については、防除活動を円滑に進めるとの観点から、防除個体を引き取って継続的に飼養等することを目的とした、いわゆる「里親」としての飼養等も許可しうることとされた。ただし、この目的で飼養等する場合は、愛がん飼養等との区別を明確にすることから、特定飼養等施設を有していることなどに加え、定期的な主務大臣への飼養等の記録の報告、確実な繁殖制限措置の実施などを義務づけられることとなる。

なお、特定外来生物の指定の際、現に飼養等している場合については、施行の日から半年以内に許可申請書を提出すれば良いこととされている。

外来生物法では、国、地方公共団体、NPO など多様な主体によって、特定外来生物の防除を推進する枠組みも用意されている。飼養等の規制と防除の推進を車の両輪として、特定外来生物による被害の拡大や新たな被害の発生を防止するための取組を進めていくこととされている。

また、外来生物法のもう一つの特徴は、予防的な観点からの特定外来生物以外の外来生物についても輸入規制制度が設けられていることである。特定外来生物と生態的な特徴が似ている外来生物は未判定外来生物に指定され、輸入に際しては、主務大臣に届出を行い、その未判定外来生物が特定外来生物に該当するか否かについて主務大臣による判定結果が出るまで輸入することは禁止されている。また、特定外来生物、未判定外来生物及びこれらと外見的に似ている生物（種類名証明書の添付が必要な生物）を輸入する場合には、外国政府機関の発行した種類名証明書の添付が義務づけられているほか、輸入場所も成田国際空港など指定された空港に限定されている。



(表1) 特定外来生物の内訳 (平成18年2月1日現在)

1. 動物

哺乳綱 Mammalia	<p>フクロギツネ(<i>T. vulpecula</i>) エリナケウス属 (ハリネズミ属) の全種 タイワンザル(<i>M. cyclopis</i>) カニクイザル(<i>M. fascicularis</i>) アカゲザル(<i>M. mulatta</i>) スートリア(<i>M. coypus</i>) クリハラリス (タイワンリス) (<i>C. erythraeus</i>) タイリクモモンガ(<i>P. volans</i>) ただし、次のものを除く。 ・エンモモンガ(<i>P. volans orii</i>) トウブハイロリス(<i>S. carolinensis</i>) キタリス(<i>S. vulgaris</i>) ただし、次のものを除く。 ・エゾリス(<i>S. vulgaris orientis</i>) マスクラット(<i>O. zibethicus</i>) アライグマ(<i>P. lotor</i>) カニクイアライグマ(<i>P. cancrivorus</i>) アメリカミンク(<i>M. vison</i>) ジャワマンダース(<i>H. javanicus</i>) アキシスジカ属の全種 シカ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ホンシュウジカ (<i>C. nippon centralis</i>) ・ケラマジカ(<i>C. nippon keramae</i>) ・マゲシカ(<i>C. nippon mageshimae</i>) ・キュウシュウジカ(<i>C. nippon nippon</i>) ・ツシマジカ(<i>C. nippon pulchellus</i>) ・ヤクシカ(<i>C. nippon yakushimae</i>) ・エゾシカ(<i>C. nippon yesoensis</i>) ダマシカ属の全種 シフゾウ(<i>E. davidianus</i>) キョン(<i>M. reevesi</i>)</p>
鳥綱 Aves	<p>ガビチョウ Laughing thrushes(<i>G. canorus</i>) カオジロガビチョウ(<i>G. sannio</i>) カオグロガビチョウ(<i>G. perspicillatus</i>) ソウシチョウ(<i>L. lutea</i>)</p>
爬虫綱 Reptilia	<p>カミツキガメ(<i>C. serpentina</i>) グリーンアノール(<i>A. carolinensis</i>) ブラウンアノール(<i>A. sagrei</i>) ミナミオオガシラ (<i>B. irregularis</i>) タイワンスジオ(<i>E. taeniura friesii</i>) タイワンハブ(<i>P. mucrosquamatus</i>)</p>
両生綱 Amphibia	<p>オオヒキガエル(<i>B. marinus</i>) キューバツツキガエル (キューバアマガエル) (<i>O. septentrionalis</i>) コキーコヤサガエル(<i>E. coqui</i>) ウシガエル(<i>R. catesbeiana</i>) シロアゴガエル(<i>P. leucomystax</i>)</p>
条鰭亜綱 (魚類) Osteichthyes	<p>チャネルキャットフィッシュ(<i>I. punctatus</i>) ノーザンパイク (<i>E. lucius</i>) マスキーパイク (<i>E. masquinongy</i>) カダヤシ (<i>G. affinis</i>) ブルーギル(<i>L. macrochirus</i>) コクチバス(<i>M. dolomieu</i>) オオクチバス(<i>M. salmoides</i>) ストライプトバス (<i>M. saxatilis</i>) ホワイトバス (<i>M. chrysops</i>) ヨーロピアンパーチ (<i>P. fluviatilis</i>) パイクパーチ (<i>S. lucioperca</i>) ケツギョ (<i>S. chuatsi</i>) コウライケツギョ (<i>S. sherzeri</i>)</p>

クモ綱 Arachnid	<p>キョクトウサソリ科の全種 アトラクス属の全種 ハドロニユケ属の全種 <i>L. reclusa</i> <i>L. laeta</i> <i>L. gaucho</i> ハイロゴケグモ(<i>L. geometricus</i>) セアカゴケグモ(<i>L. hasseltii</i>) クロゴケグモ(<i>L. mactans</i>) ジュウサンボシゴケグモ (<i>L. tredecimguttatus</i>)</p>
甲殻類 Crustacea	<p>アスタクス属の全種 ウチダザリガニ/タンカイザリガニ (シグナル クレイフィッシュ) (<i>P. leniusculus</i>) ラスティークレイフィッシュ(<i>O. rusticus</i>) ケラクス属の全種 モクズガニ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・モクズガニ(<i>E. japonica</i>)</p>
昆虫綱 Insecta	<p>テナゴゴガネ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ヤンバルテナゴゴガネ(<i>C. jambar</i>) ヒアリ(<i>S. invicta</i>) アカカミアリ(<i>S. geminata</i>) アルゼンチンアリ (<i>L. humile</i>) コカミアリ (<i>W. auropunctata</i>)</p>
軟体動物門 Mollusca	<p>カワヒバリガイ属の全種 クワツガガイ(<i>D. bugensis</i>) カワホトトギスガイ(<i>D. polymorpha</i>) ヤマヒタチオビ (オカヒタチオビ) (<i>E. rosea</i>)</p>
扁形動物門 Platyhelminthes	<p>ニューギニアヤリガタリクウズムシ (<i>P. manokwari</i>)</p>

2. 植物

維管束植物 Tracheophyte	<p>オオキンケイギク(<i>C. lanceolata</i>) ミズヒマワリ(<i>G. spilanthoides</i>) オオハンゴンソウ(<i>R. laciniata</i>) ナルトサワギク(<i>S. madagascariensis</i>) オオカワヂシャ(<i>V. anagallis-aquatica</i>) ナガエツルノゲイトウ(<i>A. philoxeroides</i>) ブラジルチドメグサ(<i>H. ranunculoides</i>) アレチウリ(<i>S. angulatus</i>) オオフサモ(<i>M. brasiliense</i>) スパルティナ・アングリカ (<i>S. anglica</i>) ボタンウキクサ(<i>P. stratiotes</i>) アブラ・クリスタータ(<i>A. cristata</i>)</p>
-----------------------	---

(2) マイクロチップを用いた個体識別措置の実施

許可を受けて飼養等する特定外来生物については、法第5条第5項の規定により許可を受けていることを明らかにするための措置を講じなければいけないこととされており、その具体的方法として、施行規則第8条第2号及び各告示(※)第二条各号のニの規定等により、ISO規格に適合するマイクロチップを特定外来生物に埋込み、その埋込を実施した事実と埋め込まれたマイクロチップの識別番号を証明する獣医師が発行した証明書を届出書に添付して主務大臣に提出することが原則として義務づけられている。ただし、次のような場合には、この原則は適用されないこととなる

いるが、それぞれの規定に基づいて適切な手続が実施されることが必要である。

- ・ 対象の特定外来生物が、哺乳類又は爬虫類（グリーンアノール・ブラウンアノールを除く。）以外の生物である場合（表1において下線を引いた特定外来生物だけがマイクロチップの埋込対象となる。）
- ・ 実験動物、動物園動物であって、台帳管理方式による個体管理が許可条件で義務づけられた場合は、マイクロチップではなく、入れ墨等による個体識別措置であっても構わない。なお、飼養者がこの取扱いを選択したい場合は、飼養等許可申請書に、入れ墨等の実施方法について記載した書類を添付して提出しておくことが必要。
- ・ すでにマイクロチップ（ISO規格）による個体識別措置が実施されている個体を新たに飼養等しようとする場合は、改めてマイクロチップの埋込を行う必要はない。（施行規則第8条第2号）ただし、許可条件により識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出に添付して提出することが義務づけられる場合もありえる。
- ・ すでに飼養等をしている特定外来生物にマイクロチップ（ISO規格以外の規格。以下、「非ISO規格」という。）による個体識別措置が実施されている場合は、改めてマイクロチップ（ISO規格）の埋込を行う必要はないが、マイクロチップ（非ISO規格）の識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出に添付して30日以内に提出することが必要。
- ・ 一定の月齢（体長）に満たない幼齢の個体やマイクロチップの埋込に耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体については、マイクロチップの埋込は行わなくても良い。ただし、この場合、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、その掲出状況を撮影した写真と、マイクロチップの埋込に耐えられる体力を有しない老齢、疾病の個体については、埋込に耐えられる体力を有しないという事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付して30日以内に提出することが必要。
- ・ 輸入、飼養等の許可を受けた者からの譲受け・引受け、捕獲の際に、すでにマイクロチップ（非ISO規格）による個体識別措置が実施されている場合については、改めてマイクロチップ（ISO規格）の埋込を行う必要はないが、マイクロチップ（非ISO規格）の識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出に添付して30日以内に提出することが必要。
- ・ 大学等の教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体についてマイクロチップの埋込を行う場合は、埋込の事実とその識別番号を記載した書類を届出書に添付して30日以内に提出することが必要。
- ・ マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると主務大臣が認める場合については、マイクロチップの埋込は行わなくとも良い。ただし、この場合、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、その掲出状況を撮影した写真を届出に添付して30日以内に提出することが必要。

（この「当面講ずることができない事由」として、特定外来生物へのマイクロチップの埋込を全国で等しく実施できる状況にないことが該当する。地域間格差がある以上、飼養者の負担として一律に義務を課すことは適当でないことから、全飼養者に対して、この規定は適用しうるものとする。ただし、今後、全国においてマイクロチップの埋込が実施できる体制が整備された場合は、本規定は削除され、全面義務化される予定である。）

*各告示とは「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年農林水産省・環境省告示第4号）及び「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年環境省告示第42号）を指す。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成16年法律第78号)

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(以下「外来生物」という。)であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(以下「在来生物」という。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体(卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。)及びその器官(飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの(生きているものに限る。))に限る。)をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定外来生物被害防止基本方針)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針(以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
- 二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
- 三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
- 四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

3・4 (略)

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

- 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
- 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設(以下「特定飼養等施設」という。)を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

(飼養等許可者に対する措置命令等)

第六条 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第五項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(輸入の禁止)

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

(譲渡し等の禁止)

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。(放つこと、植えること又はまくことの禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十条 (略)

第十一条～第二十八条 (略)

(主務大臣等)

第二十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者
- 二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者
- 三 第六条第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第七条又は第九条の規定に違反した者
- 五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条又は第八条の規定に違反した者(前条第一号又は第五号に該当する者を除く。)
- 二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者
- 三 (略)

第三十四条 (略)

第三十五条 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第三十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第三十三条 五千万円以下の罰金刑
- 三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

附 則 (略)

ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成17年農林水産省・環境省令第2号)

(用語)

第一条 (略)

(飼養等の禁止の適用除外)

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、

次の各号に掲げる事由とする。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするものであること。
- 二 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。
- 三 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするものであること。
- 四 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴って飼養等をするものであること。
- 五 植物防疫官が植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 六 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 七 税関職員が関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十条に基づく税関の業務に伴って飼養等をするものであること。
- 八 法第五条第一項の許可を受けた者が第十条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日(同条第一号の場合にあつては、その事実を知った日)から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 九 第四号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)第四章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をするものであること。
- 十二 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であつて、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされていないものが当該指定の日から六月(その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで)を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 十三 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超え

ない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするものであること。

（飼養等の目的）

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 教育
- 三 生業の維持
- 四 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

（飼養等の許可の申請）

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 飼養等しようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項
 - イ 特定外来生物の種類
 - ロ 数量
 - 三 飼養等をする目的
 - 四 飼養等施設に係る次に掲げる事項
 - イ 施設の所在地
 - ロ 施設の規模及び構造
 - 五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項
 - イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - ロ 飼養等に係る管理体制
 - (1) 特定飼養等施設の点検方法
 - (2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法
 - (3) 特定外来生物を運搬する場合にあつては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置
 - 六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行っている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報
- 2 前項の申請書には、飼養等しようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。

- 5 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。
- 6 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 - 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 許可証の番号及び交付年月日
 - 三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情
- 7 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第五号イに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。
- 9 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。
- 10 法第五条第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあつては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。
 - 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。
 - 三 第五項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

（特定飼養等施設の基準）

第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
 - 二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。
- 2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

（飼養等の許可の基準）

第六条 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げるものをいう。

- 一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。
- 二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等しようとする特定外来生物の管理方法が不相当と認められること。
- 三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなくなった日から二年を経過しない者であること。

- 四 法第六条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 五 法人であって、その法人の役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

(飼養等の許可の条件)

第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。
- 二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。
 - イ 数量の変更があった特定外来生物の種類及びその変更後の数量
 - ロ 数量の変更があった年月日
 - ハ 数量の変更の事由
 - ニ 譲渡し等を行った場合にあっては、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名、職業（相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）及び許可番号及び許可年月日
 - ホ 輸入を行った場合にあっては、その旨
 - ヘ 許可番号及び許可年月日
 - ト 数量の変更があった特定外来生物に係る次条第二号に規定する措置内容に係る情報
 - チ その他主務大臣が必要と認める事項
- 三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

(特定外来生物の取扱方法)

第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- 二 特定外来生物の個体又は器官については飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものに限る。）のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置であって、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。

三 第四条第一項第五号ロに規定する管理体制を遵守すること。

四 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

第九条・第十条（略）

(譲渡し等の禁止の適用除外)

第十一条 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 二 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者と同条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 三 法第四条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合
- 四 法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを同条各号に該当しない者から行う場合
- 五 法第四条各号に該当しない者が、同条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者に対し、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合

第十二条（略）

(許可の申請書の添付図面等の省略)

第十三条 法第五条第一項の許可を受けた飼養等の内容の変更に係る許可の申請が、輕易なものであることその他の理由により第四条第二項の規定により申請書に添付しなければならない図面若しくは写真又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

第十四条～第三十四条（略）

(申請書等の提出)

第三十五条 法の規定に基づき申請書その他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項にあっては、環境大臣に提出することができる。

- 2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。
- 3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

附 則（略）

別表第1～第3・様式第1～第4（略）

Ⅰ 環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年農林水産省・

環境省告示第4号)

(用語の定義)

第一条 (略)

(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

三 ミュオカストル・コイプス(ヌートリア)、プロキユオン・カンクリヴォルス(カニクイアライグマ)、プロキユオン・ロトル(アライグマ)及びヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマンダース)

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内(2)に該当する場合にあっては、特定外来生物の種類ごとに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない((2)に該当する場合にあっては、(2)の幼齢な期間内に限る。)

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないもの)に限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医

師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(2) プロキユオン・カンクリヴォルス(カニクイアライグマ)若しくはプロキユオン・ロトル(アライグマ)にあっては四月、ミュオカストル・コイプス(ヌートリア)若しくはヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマンダース)にあっては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合(愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。)

(4) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣及び農林水産大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

ホ (略)

四 ムンティアクス・レエヴェスイ(キョン)

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わ

なければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならぬ期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(2) マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体であることを証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養

等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣及び農林水産大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

五 (略)

オ 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年環境省告示第42号）

（用語の定義）

第一条 (略)

（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等）

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならぬ期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 トリコスルス・ヴルペクラ（フクロギツネ）、カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）及びスキウルス・カロリネンシス（トウブハイイロリス）

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（（2）に該当する場合にあっては、特定外来生物の種類ごとに（2）で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない（（2）に該当する場合にあっては、（2）の幼齢な期間内に限る。）。
- (1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この（1）及び（3）において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (2) トリコスルス・ヴルベクラ（フクロギツネ）にあっては六月、カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）若しくはスキウルス・カロリネンシス（トウブハイイロリス）にあっては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）
- (4) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップ

の埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

- ニ マカク・キュクロピス（タイワンザル）、マカク・ファスキクラリス（カニクイザル）及びマカク・ムラタ（アカゲザル）

イ・ロ (略)

- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、かつ、当該特定外来生物を実験の用に供する場合又は展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内（（2）に該当する場合にあっては、（2）で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない（（2）に該当する場合にあっては、（2）の幼齢な期間内に限る。）。

- (1) 入れ墨等による識別措置を講じている場合であって、当該措置の個体の体の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容をハ（1）の台帳に記録している場合（特定外来生物を実験の用に供する場合に限る。）

- (2) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五

号に適合しないものに限る。以下この(2)及び(4)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (3) 生後六月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (4) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (6) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

三 ガルラクス・カノルス(ガビチョウ)、ガルラクス・ペルスピキラトウス(カオグロガビチョウ)、ガルラクス・サンニオ(カオジロガビチョウ)及びレイオトリクス・ルテア(ソウシチョウ)

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、

殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

- (1) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号及び一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)において同じ。)が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (2) 個体の脚部に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)様式第五の二に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

六 ケリュドラ・セルペンティナ(カミツギガメ)

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左後肢皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣

医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格——七八四号及び——七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(2) 甲長が十五センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

七 アノリス・カロリネンシス（グリーンアノール）及びアノリス・サグレイ（ブラウンアノール） (略)

八 ボイガ・イルレグラリス（ミナミオオガシラ）、エラフェ・タエニウラ・フリエスィ（タイワンスジオ）及びプロトボトロプス・ムクロスカマトゥス（タイワンハブ）

イ・ロ (略)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の総排泄孔より前の左体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格——七八四号及び——七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(2) 体長が五十センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明

書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする特定外来生物について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ (略)

九～ (略)

カ 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号) ※改正法は平成18年6月1日から施行

目次

- 第一章 総則 (第一条—第四条)
- 第二章 基本指針等 (第五条・第六条)
- 第三章 動物の適正な取扱い
- 第一節 総則 (第七条—第九条)
- 第二節 動物取扱業の規制 (第十条—第二十四条)
- 第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置 (第二十五条)
- 第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置 (第二十六条—第三十三条)
- 第五節 動物愛護担当職員 (第三十四条)
- 第四章 都道府県等の措置等 (第三十五条—第三十九条)
- 第五章 雑則 (第四十条—第四十三条)
- 第六章 罰則 (第四十四条—第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするの

みでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物愛護週間)

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 (以下「基本指針」という。) を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
 - 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
 - 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画 (以下「動物愛護管理推進計画」という。) を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備 (国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。) に関する事項
- 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 動物取扱業の規制

(動物取扱業の登録)

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。）の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第二十二條第一項に規定する者をいう。）の氏名

四 その営もうとする動物取扱業の種類別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五 主として取り扱う動物の種類及び数

六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項

イ 飼養施設の所在地

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

(登録の実施)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

四 第十条第一項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当

する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第十条第二項及び前二条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第十四条 動物取扱業者は、第十条第二項第四号に掲げる事項を変更し、又は飼養施設を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境省令で定める書類を添えて、同項第四号又は第六号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 動物取扱業者は、第十条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十一条及び第十二条の規定は、前二項の規定による届出があつた場合に準用する。

(動物取扱業者登録簿の閲覧)

第十五条 都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十六条 動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る動物取扱業を廃止した場合 動物取扱業者であつた個人又は動物取扱業者であつた法人を代表する役員

2 動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の

規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第十八条 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により動物取扱業者の登録を受けたとき。

二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。

四 第十二条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

五 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第二十一条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(動物取扱責任者)

第二十二条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第五号までに該当する者以外の者でなければならない。

3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受け

させなければならない。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第三項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び前三条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、前二項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で

定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 特定動物の種類及び数

三 飼養又は保管の目的

四 特定飼養施設の所在地

五 特定飼養施設の構造及び規模

六 特定動物の飼養又は保管の方法

七 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十九条第一項の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第二十八条 第二十六条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。

二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基

準に適合しなくなつたとき。

三 第二十七条第一項第二号ハに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分違反したとき。

(環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五節 動物愛護担当職員

第三十四条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第二十四条第一項又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項において「動物愛護担当職員」という。)を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第四章 都道府県等の措置等

(犬及びねこの引取り)

第三十五条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合にお

いて、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。)に対し、第一項(前項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を收容しなければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定により動物を收容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第三十七条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認められる場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第五章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第四十条 動物を殺さなければならぬ場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第四項、第十二条第一項、第二十一条第一項、第二十七条第一項第一号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項の事態の設定又は第三十五条第五項(第三十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰

弱させる等の虐待を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けずに特定動物を飼養し、又は保管した者

二 不正の手段によつて第二十六条第一項の許可を受けた者

三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けずに動物取扱業を営んだ者

二 不正の手段によつて第十条第一項の登録(第十三条第一項の登録の更新を含む。)を受けた者

三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第二十三条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項若しくは第二項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四条第一項又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十九条 第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」と

いう。) 第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

- 2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第三条 新法第十二条第一項、第二十一条第一項及び第二十七条第一項第一号の基準の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。
(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に新法第十条第一項に規定する動物取扱業（以下単に「動物取扱業」という。）を営んでいる者（次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第八条第一項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者（旧法第十四条の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出に代わる措置をとっていない者を含む。）を除く。）は、施行日から一年間（当該期間内に新法第十二条第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、新法第十条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

- 2 前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長とする。次条第三項において同じ。）の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第十九条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第二十一条、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第二十六条第一項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）の飼養又は保管を行っている者は、施行日から一年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があ

るまでの間も、同様とする。

- 2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。
- 3 第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新法第三十一条、第三十二条（第三十一条の規定に係る部分に限る。）及び第三十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(条例との関係)

第八条 地方公共団体の条例の規定で、新法第三章第二節及び第四節で規制する行為で新法第六章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

キ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（平成17年政令第390号）※平成18年6月1日から施行

(特定動物)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定動物による生態系に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1の下欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。

(国庫補助)

第2条 (略)

附則 (略)

別表（第1条関係）(略)

ク 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）※平成18年6月1日から施行

第一条～第十二条 (略)

(飼養又は保管の許可を要しない場合)

第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合
- 二 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 三 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合
- 四 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 六 税関職員が関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十 法第二十六条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、三日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合(当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する三日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)前までに様式第十三によりその旨を通知したものに限り。))
- 十一 法第二十六条第一項の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から六十日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十二 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の際現に同法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第十六条の規

定に基づく条例の規定により届出をして法第二十六条第一項に規定する特定動物の飼養又は保管を行っている者が、改正法の施行の日から一年間(当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)引き続き当該特定動物の飼養又は保管をする場合(その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。)

(許可の有効期間)

第十四条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、五年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。

(飼養又は保管の許可の申請)

第十五条 法第二十六条第二項の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第十四による申請書を提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図
 - 二 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が法第二十七条第一項第二号のイからハまでに該当しないことを説明する書類
 - 三 申請に係る特定動物に既に第二十条第三号に定める措置が講じられている場合にあっては、当該措置の内容ごとに次に定める書類
 - イ マイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。)による場合 獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書
 - ロ 脚環による場合(鳥綱に属する動物に限る。) 当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 法第二十六条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係る第二十条第三号に規定する措置の内容に係る情報
 - 二 法人にあっては、役員の氏名及び住所
 - 三 特定動物の主な取扱者
- 5 都道府県知事は、法第二十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し様式第十五による許可証を交付しなければならない。
- 6 特定動物飼養者は、許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第二十八条第三項の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

- 7 前項の規定による許可証の再交付の申請は、様式第十六による申請書を提出して行うものとする。
- 8 許可証の交付を受けた者は、その許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。
- 9 許可証を有している者（第二号に掲げる事由が発生した場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日（許可を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
- 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）、又は解散したとき。
- 三 第六項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- （飼養又は保管の廃止の届出）
- 第十六条 特定動物飼養者は、第十四条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、様式第十七により、許可を受けた都道府県知事にその旨を届け出ることができる。この場合において、有効期間内にある許可に係る許可証を有している場合は、これを添付しなければならない。
- 2 前項の届出があった場合には、当該届出に係る許可は、都道府県知事が当該届出を受理した日に、その効力を失う。
- （許可の基準）
- 第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
 - イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
 - ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。
 - ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。
 - 二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこ

と。

（変更の許可）

第十八条 法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式第十八による申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 第十五条第五項から第九項までの規定は、法第二十八条第一項の変更の許可について準用する

（変更の届出）

第十九条 法第二十八条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法人にあっては、役員の氏名及び住所

二 特定動物の主な取扱者

2 法第二十八条第三項の届出は、様式第十九による届出書を提出して行うものとする。

（飼養又は保管の方法）

第二十条 法第三十一条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。

二 特定動物の飼養又は保管の状況を定期的に確認すること。

三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。ただし、改正法附則第五条第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、この限りでない。

四 前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

（特定動物に係る立入検査の身分証明書）

第二十一条 法第三十三条第二項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。

（申請書及び届出書の提出部数）

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

附 則（略）

様 式（略）

ケ 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省令第2号）※平成18年6月1日から施行

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（許可を受けていることを明らかにするための措置）

第二条 規則第二十条第三号に規定する環境大臣が定める措置は、特定動物の種類ごとに次に掲げるとおりとする。

- 一 哺乳綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するマイクロチップ（以下「規格マイクロチップ」という。）の埋込みを行い、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、飼養又は保管を開始した日から三十日以内（ハに該当する場合にあつては幼齢の期間が終了した日から三十日以内とし、飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。
 - イ 入れ墨等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第三条第三号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）
 - ロ 許可の申請の際現に飼養又は保管をしている特定動物に、既に国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号又は第一一七八五号に適合しないマイクロチップ（以下「規格外マイクロチップ」という。）が埋め込まれている場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること
- ハ 特定動物の種類ごとに別表第四欄に定める幼齢若しくは小型の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であつて、これらの特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること
 - (1) 標識の掲出状況を撮影した写真
 - (2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあつては、その事実を証する獣医師が発行した証明書
- ニ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップ

の識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること

- ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること
 - ヘ 逸走等をした場合にあつてもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること
 - ト ハに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出ること
- 二 鳥綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、又は、脚部に識別番号を付けた脚環を装着し、当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真を添付し、飼養又は保管を開始した日から三十日以内（ハに該当する場合にあつては幼齢の期間が終了した日から三十日以内とし、飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。
 - イ 翼帯等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第三条第三号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）
 - ロ 許可の申請の際現に飼養又は保管をしている特定動物について、既に規格外マイクロチップが埋め込ま

- れている場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ハ 特定動物の種類ごとに別表第四欄に定める幼齢の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、これらの特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- (1) 標識の掲出状況を撮影した写真
 - (2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあつては、その事実を証する獣医師が発行した証明書
- ニ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ホ 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ヘ 逸走等をした場合にあつてもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ト ハに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- 三 ^は爬虫綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内（飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出る。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。
- イ 許可の申請の際現に飼養又は保管をしている特定動物について、既に規格外マイクロチップが埋め込まれている場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ロ 特定動物の種類ごとに別表第四欄に定める小型の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であつて、これらの特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- (1) 標識の掲出状況を撮影した写真
 - (2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあつては、その事実を証する獣医師が発行した証明書
- ハ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ニ 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ホ 逸走等をした場合にあつてもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、

当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合

- へ 専ら食用に供するための飼養又は保管である等、マイクロチップによる識別措置を講じることにより、飼養又は保管の目的を達することに支障が生じるおそれがあると都道府県知事が認める場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ト ロに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合

2 前項の規定により都道府県知事に届け出た識別措置の内容を変更した場合にあっては、変更の日から三十日以内に従前の識別措置の内容と現在の識別措置の内容の対照関係について明らかにした届出書を都道府県知事に提出すること。ただし、当該特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合であって、以下の各号に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。

- 一 飼養又は保管に係る特定動物について、個体ごとの識別措置の内容を記載した台帳を調製し、これを五年間保管すること。
- 二 毎年、法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けた日に相当する日（以下単に「許可日」という。相当する日がない場合にあっては、その前日とする。）の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る識別措置の変更に係る情報を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。

（その他の特定動物の飼養又は保管の方法の細目）

第三条 規則第二十条第四号の環境大臣が定める飼養又は保管の方法の細目は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定飼養施設の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成十八年一月環境省告示第二十一号）第一条第三号に規定する移動用施設への収容その他の目的で一時的に特定飼養施設の外で特定動物の飼養又は保管をすることとなる場合であって、次に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。
- イ 特定飼養施設の外で飼養又は保管をする間、取扱者

が立ち会うとともに、十分な強度を有する首輪、引綱等を用いた特定動物の保留等の適切な逸走防止措置を講じていること。ただし、特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第一により届け出ている場合にあっては、この限りでない。

- ロ 特定飼養施設の外で行う飼養又は保管の時間が、一時間未満（特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第一により届け出ている場合は、目的の達成に必要なとされる最低限の時間内）であること。

二 第三者が容易に特定動物に接触しないよう措置を講じるとともに、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり第三者の接触等を禁止する旨を表示した標識を、特定飼養施設又はその周辺に掲出すること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物の飼養又は保管をする場合であって、かつ、観覧者等の安全が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあっては、この限りでない。

三 輸入、譲受け、引受け、繁殖その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に規則第二十条第三号の識別措置に係る情報と併せて様式第二により都道府県知事に届け出ること。ただし、当該特定動物を試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用又は畜産の用に供する場合又は展示を目的とした飼養若しくは保管をする場合であって、次に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。

- イ 飼養又は保管をする特定動物について次に掲げる情報を記載した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

- (1) 個体ごとの飼養又は保管の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
- (2) 飼養又は保管をした特定動物の識別措置の内容

- ロ 毎年、法第二十六条第一項の飼養又は保管の許可を受けた日に相当する日の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。

- (1) 特定動物の種類
- (2) 当該期間に飼養又は保管をした特定動物の総数、当該期間に増減した特定動物の数及びその年の許可日の前日において飼養又は保管をしている特定動物の数

(3) イの(1)及び(2)に掲げる事項

四 みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生じるおそれがある特定動物について、繁殖を制限するための適切な措置を講じること。

参考 特定動物の種類ごとに環境大臣が定めるマイクロチップ埋込部位及びマイクロチップ埋込を免除する幼齢な個体又は小型の個体								
綱	目	科	種	埋込部位	幼齢又は小型の個体			
霊長目	おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種		左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後6月に満たない個体			
		おながざる科	マカク属全種(タイワンザル、カニクイザル及びアカゲザルを除く。) マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 グラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドゥクモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種					
			てながざる科			てながざる科全種		
			ひと科			オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種		
	いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種				左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後2月に満たない個体	
		くま科	くま科全種					
		ハイエナ科	ハイエナ科全種					
		ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種					
	長鼻目	ぞう科	ぞう科全種			尾の基部の皺壁の左側	/	
	奇蹄目	さい科	さい科全種			左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下		
偶蹄目	かば科	かば科全種						
	きりん科	キリン属全種						
	うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種						
鳥綱	ひくいどり科	ひくいどり科全種		頸の付け根の皮下又は左胸筋内	孵化後2月に満たない個体			
	コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル						
	たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ						
爬虫綱	かめ目	かみつしがめ科	かみつしがめ科全種(カミツキガメを除く。)		左後肢皮下	甲長が15センチメートルに満たない個体		
	とかげ目	どくとかげ科	どくとかげ科全種		左鼠径部	全長が30センチメートルに満たない個体		
		おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ					
		ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ		総排泄孔より前の左体側皮下	全長が50センチメートルに満たない個体		
		なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種					
		コブラ科	コブラ科全種					
		くさりへび科	くさりへび科全種(タイワンハブを除く。)					
	わに目	アリゲーター科	アリゲーター科全種		左前方後頭部皮下	全長が30センチメートルに満たない個体		
クロコダイル科		クロコダイル科全種						
ガビアル科		ガビアル科全種						

別表（第二条関係）

科名	種名	埋込み部位	幼齢又は小型の特定動物
一 哺乳綱			
(一) 霊長目			
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後六月に満たない特定動物
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 グラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロプス属全種 プロコロプス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後六月に満たない特定動物
てながざる科	てながざる科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後六月に満たない特定動物
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後六月に満たない特定動物
(二) 食肉目			
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後二月に満たない特定動物
くま科	くま科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後二月に満たない特定動物
ハイエナ科	ハイエナ科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後二月に満たない特定動物
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後二月に満たない特定動物
(三) 長鼻目			
ぞう科	ぞう科全種	尾の基部の皺壁 <small>すう</small> の左側	なし
(四) 奇蹄目			
さい科	さい科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
(五) 偶蹄目			
かば科	かば科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
きりん科	キリン属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
二 鳥綱			
(一) だちょう目			
ひくいどり科	ひくいどり科全種	頸 <small>くび</small> の付け根の皮下又は左胸筋内	孵化後二月に満たない特定動物
(二) たか目			
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル	頸の付け根の皮下又は左胸筋内	孵化後二月に満たない特定動物

たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシ ジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒ ダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウ ギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ	頸の付け根の皮下又は左 胸筋内	孵化後二月に満たない特 定動物
三 爬虫綱			
(一) かめ目			
かみつしがめ科	かみつしがめ科全種	左後肢皮下	甲長が十五センチメー トルに満たない特定動物
(二) とかげ目			
どくとかげ科	どくとかげ科全種	左鼠径部	全長が三十センチメー トルに満たない特定動物
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ	左鼠径部	全長が三十センチメー トルに満たない特定動物
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキ ヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカ ニシキヘビ	総排せつ孔より前の左体 側皮下	全長が五十センチメー トルに満たない特定動物
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマ カガシ属全種 タチメニス属全種	総排せつ孔より前の左体 側皮下	全長が五十センチメー トルに満たない特定動物
コブラ科	コブラ科全種	総排せつ孔より前の左体 側皮下	全長が五十センチメー トルに満たない特定動物
くさりへび科	くさりへび科全種	総排せつ孔より前の左体 側皮下	全長が五十センチメー トルに満たない特定動物
(三) わに目			
アリゲーター科	アリゲーター科全種	左前方後頭部皮下	全長が三十センチメー トルに満たない特定動物
クロコダイル科	クロコダイル科全種	左前方後頭部皮下	全長が三十センチメー トルに満たない特定動物
ガビアル科	ガビアル科全種	左前方後頭部皮下	全長が三十センチメー トルに満たない特定動物

コ 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置（平成18年環境省令第23号）※平成18年6月1日から施行

第1 所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。

第2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有明示 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることをいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。
- (3) 展示動物 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養又は保管をする動物、人との触れ合い、興行又は客寄せを目的として飼養又は保管をする動物、販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養又は保管をする動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。）及び商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養又は保管をする動物であって、特定動物以外のものをいう。
- (4) 識別器具等 首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等、所有明示をするために動物に装着し、又は施術するものをいう。

第3 適用対象動物

この告示は、家庭動物等、展示動物及び特定動物に適用する。

第4 識別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害時等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着若しくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。また、発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

識別器具等の種類は次に掲げるものとする。

(1) 基本的な考え方

次の要件を満たすものの中から、動物の特性、飼養及び保管の目的等に応じて、適切と考えられる種

類の識別器具等を選択すること。

- イ 動物によって外されにくいものであること。
- ロ 老朽化等により、容易に脱落し、又は消失するおそれの少ないものであること。
- ハ 動物の所有者の特定が直接的又は間接的にできるように、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先の情報が付されているものであること。また、その特定が、迅速に、かつ低廉な費用で行うことが可能なものであること。
- ニ 記号により所有明示が行われている場合にあつては、その記号は、統一적であり、かつ一意性が確保されたものであること。また、関係行政機関等からの照会に対して、的確に所有者に係る情報（以下「所有情報」という。）を連絡できる体制が、公的な性格を有する団体等によって全国規模で整備されているものであること。

(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

装着し、又は施術する識別器具等は、動物の区分により、次に掲げるところにより選択すること。

イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的变化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあつては、補完的な措置として、可能な限り、マイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

ロ 特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高いことから、厳格な個体の管理が必要である特定動物については、原則としてマイクロチップ（鳥綱に属する動物にあつてはマイクロチップ又は脚環）を装着することとし、その細目は特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号）に規定するところによること。ただし、マイクロチップを装着することが困難である場合にあつては、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付された入れ墨、脚環等によること。

第5 動物の健康及び安全の保持

識別器具等の装着又は施術に当たっては、動物に過度の負担がかからない方法で行うこと。特にマイクロチップ等のように、その装着又は施術に当たって外科的な措置が必要な識別器具等に関しては、可能な限り獣医師等の専門家によって装着され、又は施術されるようにすること。

また、識別器具等の装着状態について定期的に観察し、動物の健康及び安全の保持上支障が生じないようにすること。

第6 識別器具等及び所有情報の点検

動物の所有者は、識別器具等の破損等の状況に関して、定期的に点検を行うこと。また、住所等の所有情報に変更が生じ、又は動物が死亡した場合は、速やかにその更新又は管理者（識別器具等に記号により付された所有情報を管理する者をいう。以下同じ。）への連絡を行うこと。

第7 関係行政機関等の責務

関係行政機関にあつては、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報の読取機（リーダー）を収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。

また、管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、管理者間で情報を共有する体制の整備等について、連携して協力を行うこと。

参考様式① (既にマイクロチップが埋め込まれている場合)

		年	月	日
マイクロチップ識別番号証明書				
下記の動物について、埋め込まれているマイクロチップの識別番号を証明します。				
		獣医師	氏名	印
			住所	
			電話番号	
確認	年月日	年	月	日
識別	番号			
記				
1	特定外来生物の飼養等をしている者／特定動物飼養・保管許可申請者			
	(1)	氏名		
		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	(2)	住所		
	(3)	飼養等許可番号 (特定外来生物の場合)		
2	動物の情報			
	(1)	種類		
	(2)	性別		
	(3)	外見上の特徴		
3	識別措置の別	<input type="checkbox"/> ISO規格11784号及び11785号に適合するマイクロチップ <input type="checkbox"/> ISO規格11784号及び11785号に適合しないマイクロチップ (製造元:)		
4	識別措置の実施部位	<input type="checkbox"/> 動物の種類ごとに主務大臣が定める部位 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
5	備考			

備考

- 1 行政機関が証明する場合にあつては、「獣医師氏名」に代えて行政機関の名称を記入すること。
- 2 記の1から4までについては、この動物に係る「特定外来生物の飼養等をしている者」又は「特定動物飼養・保管許可申請者」が記入すること。
- 3 この証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 複数の動物を証明する場合は、別紙にそれぞれの識別番号及び記の1から4までを記載して添付すること。
- 5 この証明に係る事務担当者が飼養等をしている者又は申請者と異なる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

参考様式②（新たにマイクロチップを埋め込む場合）

年 月 日

マイクロチップ埋込み・識別番号証明書

下記の動物について、マイクロチップを埋め込んだ事実及びそのマイクロチップの識別番号を証明します。

獣医師 氏 名 印
住 所
電話番号

埋 込 み 年 月 日 年 月 日

識 別 番 号

識別措置の実施部位 動物の種類ごとに主務大臣が定める部位（ ）

記

1 特定外来生物の飼養等をしている者／特定動物飼養・保管許可申請者

(1) 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(2) 住 所

(3) 飼養等許可番号（特定外来生物の場合）

2 動物の情報

(1) 種 類

(2) 性 別

(3) 外見上の特徴

3 備 考

備 考

- 1 記の1及び2については、この動物に係る「特定外来生物の飼養等をしている者」又は「特定動物飼養・保管許可申請者」が記入すること。
- 2 この証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 この証明に係る事務担当者が飼養等をしている者又は申請者と異なる場合は、「3 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

参考様式③ (老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない場合)

年 月 日

マイクロチップの埋込みに耐えられる体力に係る証明書

下記の動物が、マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しないことを証明します。

獣医師 氏 名 印
住 所
電話番号

証 明 年 月 日 年 月 日

体力を有しない理由 老齢のため 疾病のため
その他 ()

記

1 特定外来生物の飼養等をしている者／特定動物飼養・保管許可申請者

(1) 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(2) 住 所

(3) 飼養等許可番号 (特定外来生物の場合)

2 動物の情報

(1) 種 類

(2) 性 別

(3) 外見上の特徴

3 備 考

備 考

- 1 記の1及び2については、この動物に係る「特定外来生物の飼養等をしている者」又は「特定物飼養・保管許可申請者」が記入すること。
- 2 この証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 この証明に係る事務担当者が飼養等をしている者又は申請者と異なる場合は、「3 備考」欄事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。